

## ひとり親世帯臨時特別給付金「基本給付」の再支給のご案内

令和2年12月11日に閣議決定されました、「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付の再支給)」について、お知らせします。

### ◎目的

令和2年5月27日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取り組みとして、既に「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給を実施してきています。しかしながら、ひとり親家庭の生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付を受給された方へ、基本支給の再支給を行うものです。

### ◎支給対象者

<令和2年12月11日時点で、既に「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)」の支給を受けている又は申請している方>

※基本給付(再支給分)についての文書を、令和2年12月17日に送付しています。

※基本給付を受給後、婚姻等により児童扶養手当の資格を喪失した方も、基本給付(再支給分)を受給できます。

※生活保護を受けている方も受給できます。(収入認定はされません。)

※令和2年12月11日時点で基本給付を申請していない方で、令和2年12月12日以降に基本給付を申請する方は、基本給付(再支給分)を併せて申請することができます。

### ◎支給額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算。(基本給付(再支給分)は、前回の基本給付の支給額と同額になります。)

### ◎申請手続き、支給時期等

○令和2年12月11日時点で、既に基本給付の支給を受けているまたは申請している方

申請不要です。

※基本給付（再支給分）を希望しない場合には辞退届の提出が必要になります。「給付金受給拒否の届出書」をダウンロード、印刷し、必要事項を記入の上、令和 2 年 12 月 22 日（火曜日）（必着）までにこども課ひとり親世帯臨時特別給付金担当（080-8670 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地）へ提出してください。

○令和 2 年 12 月 12 日以降に基本給付の申請をする方（基本給付の支給対象者 1. イ及び 1. ウに該当する方）

申請が必要です。

基本給付を申請する際に、基本給付（再支給分）について併せて申請していただくことになります。申請先は、申請時にお住まいの市区町村となります。帯広市の申請期限は、令和 3 年 2 月 28 日です。（お住まいの市区町村によって申請期限が異なる場合があります。）

基本給付の支給対象者 1. アに該当する方は申請不要です。